

生駒市コミュニティバス広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市広告掲載要綱（平成20年10月10日施行。以下「要綱」という。）に基づき、生駒市コミュニティバスたけまる号（以下「コミュニティバス」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 コミュニティバスに広告を掲載できる者、広告の内容等は、要綱及び生駒市広告掲載基準（平成20年10月10日施行。以下「掲載基準」という。）に定めるところによる。

(掲載位置及び規格等)

第3条 広告の掲載位置及び規格等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とする。ただし複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、複数月の掲載を妨げない。

(広告の掲載申込等)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、市が広告の取扱業務を委託した事業者（以下「広告取扱業者」という。）に申し出なければならない。

2 前項の規定による申出を受けた広告取扱業者は、要綱、掲載基準及びこの要領（以下「要綱等」という。）の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、適当と認める場合は、掲載する広告の原稿案、同意書（様式第1号）及び資料等を広告掲載予定月の前々月の末日（土曜日、日曜日又は休日（休日等）に当たる場合は、直前の休日等でない日）までに提出し、市の承認を受けなければならない。

3 市は、前項の規定により提出を受けた広告の原稿案等について、要綱等の規定に基づく審査を行うものとし、その結果を広告取扱業者に通知するものとする。この場合において、広告主、広告の内容等が要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、広告取扱業者に広告の内容の修正等を求めることができる。

4 広告取扱業者は、前項後段の規定による修正等の求めがあったときは、速やかに対応しなければならない。

5 第2項に規定する広告の原稿案を作成する費用は、広告主又は広告取扱業者の負担とする。

(広告主の選定)

第6条 広告取扱業者は、広告掲載の申込みが予定する枠数を超える場合等においては、原則として次の順位により、広告掲載を行う広告主を選定するものとする。ただし、これにより難い事情がある場合は、この限りでない。

(1) 公社、公団、公益法人その他これらに類するもの

(2) 公共的性格のある企業、事業者等で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の企業、事業者等で、市内に事業所等を有するもの

(4) その他の企業、事業者等

2 前項本文の規定により選定を行う場合において、同順位のものがあるときは、掲載希望月数の多いものを優先することができるものとする。

(広告料)

第7条 広告主が広告取扱業者に支払う広告料は、別表の金額に消費税及び地方消費税を加えた額とし、広告掲載の期日までに広告取扱業者に一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときはこの限りでない。

2 既納の広告料は、返還しない。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(広告の掲載等)

第8条 広告取扱業者は、前条の規定による広告料の支払いの確認後、所定の位置及び期日に広告を掲載できるように作業を実施するものとする。

2 広告掲出物の製作に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 広告掲出物の内側の四隅のいずれかに「広告」と表示すること。

(2) 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告内容には、広告主の名称、所在及び問合わせ先の電話番号等を必ず掲載すること。

(3) 広告内容に申込等の期日の定めがある場合にあつては、原則として当該期日は、掲出開始月の翌月の10日以降とすること。

3 広告取扱業者は、あらかじめ市の承認を得て、既に掲載している広告を変更することができる。

(広告掲出物の維持管理等)

第9条 広告取扱業者は、広告掲出物の美観を保持するため、常にその維持管理

に努めなければならない。

- 2 広告取扱業者は、広告掲載期間内に広告掲出物の劣化等により剥離、破損等が発生した場合は、現状に回復するものとする。広告掲出物の掲出、撤去作業等により車体の破損、塗装の剥離等が生じた場合についても、同様とする。
- 3 広告掲出物の掲出、撤去その他維持管理に関する作業は、コミュニティバスの運行受託者が車両を保管する場所において、当該運行受託者の許可を得て実施するものとする。
- 4 広告掲出物の維持管理に関する作業は、緊急の必要がある場合を除き、コミュニティバスの運休中に実施するものとする。
- 5 市は、広告掲出物の破損、汚損、滅失、盗難等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（広告掲載の中止）

第10条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を行わず、又は既に掲載している広告について、広告主等への催告等を行わずに中止することができる。

- (1) 広告内容の修正等の求めに応じないとき。
- (2) 広告主及び広告内容が要綱等に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告の掲載をする必要がなくなったとき。
- (4) 広告主が広告取扱業者を通じ、掲載の取下げを申し出たとき。
- (5) 広告主又は広告取扱業者の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。
- (6) その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたとき。

- 2 前項の規定により掲載を中止した場合において、市は、広告取扱業者が市に納入すべき広告料の減額を行わず、広告主及び広告取扱事業者に対して賠償の責任を負わない。

（施行の細目）

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 7 条関係）

1. 光陽台線、鹿ノ台線

掲載位置			箇所数	規格 (縦×横・mm)	広告料 (税抜月額)
車内 広告	1	車内運転席後部ポスター	2	364×515	1,500 円
	2	車内窓上部ポスター	4	364×515	1,000 円
車外 広告	3	車外左側面 戸袋窓ステッカー	1	800×600	5,000 円
	4	車外右側面 側面窓ステッカー	1	200×1,050	2,000 円
	5	車外後部面ステッカー	1	200×500	3,000 円

2. 門前線、北新町線、西畑・有里線、萩の台線・桜ヶ丘線

掲載位置			箇所数	規格 (縦×横・mm)	広告料 (税抜月額)
車外 広告	1	車外左側面 側面窓ステッカー	1	450×600	2,000 円
	2	車外左側面 上部ステッカー	1	200×1,200	2,000 円
	3	車外右側面 上部ステッカー	2	200×1,200	2,000 円

備考

- 1 広告の作成、取付け及び撤去に要する費用は、別途広告主が負担するものとする。
- 2 広告掲載の期間が 1 月に満たない場合の広告料の月額は、日割計算により算定した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

様式第1号（第5条関係）

同意書

生駒市の広告媒体への広告掲載に係る要件確認のため、生駒市において、私の市税の納付状況について調査されることに同意します。

令和 年 月 日

（あて先） 生 駒 市 長

所 在 地（住民登録地）

名 称（氏 名）

設立年月日（生年月日） 年 月 日

※法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名（代表者の署名又は記名・代表者印押印）、設立年月日

※個人の場合は、住民登録地、氏名（署名又は記名押印）、生年月日